

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	和歌山県串本町 母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県串本町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表70の項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能（妊娠の届出）で受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは、申請管理システムにより基幹系システムに取り込む。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能 4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町（福祉課） 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町（福祉課） 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者から提供を受けたマイナンバーで真正性確認を実施している。また、マイナンバー及び本人情報が記載された書類は施錠できる書棚に保管し、不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにログインするため二要素認証(生体認証、IDとパスワード)を必要としており、ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成28年10月4日	1..対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年6月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表第一第49項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表第一第49項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	事前	子育てOSS導入による変更
平成29年6月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能	事前	子育てOSS導入による変更
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 山本 智	福祉課長 吉村 真也	事後	人事異動
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 吉村 真也	福祉課長	事後	新様式による課長名削除
令和1年6月26日	Ⅳリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和4年2月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二の56の2	番号法第19条第8号 別表第二の56の2、69の2	事後	別表第二の事務記載漏れによる追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	I－1－②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表第一第49項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表第一第49項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能(妊娠の届出)で受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは、申請管理システムにより基幹系システムに取り込む。	事後	
令和6年5月24日	I－1－③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能 4. 申請管理システム	事後	
令和7年3月31日	I－1－②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表第一第49項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能(妊娠の届出)で受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは、申請管理システムにより基幹系システムに取り込む。	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 番号法においては、別表70の項に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康審査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務に個人番号を用いることとなる。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能(妊娠の届出)で受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは、申請管理システムにより基幹系システムに取り込む。	事後	番号法等一部改正法の施行
	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年3月31日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の56の2、69の2	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	番号法等一部改正法の施行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年3月31日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加